



# 愛西

VOL62  
平成30年(2018年)4月20日  
みどり あいせい  
**水土里ネット愛西**  
(愛西土地改良区)

受益面積 1,530ha 組合員数 2,447名  
〒521-1117 滋賀県彦根市薩摩町337番地

TEL 0749-43-2261(代)

FAX 0749-43-2079

E-mail aisei@midorinet-aisei.jp

URL http://www.midorinet-aisei.jp

本管空気弁の更新



分水工内のバルブ更新



サクション管入れ替え

特別高圧電気設備のフェンス更新



水管橋・分水工建屋の塗り替え



水管橋塗り替え



分水工流量電動機の更新

揚水機場の無線機更新



## ○ ○ 愛西揚水施設更新事業 実施中

安全で安定した用水を供給するため、動作不良や劣化した施設の更新整備及び補修をしています。平成29年度には主に、本管の空気弁更新、分水工内の機器の更新、水管橋の補修塗装を実施し、施設ができるだけ長く継続使用できるようにしています。



**理事長**  
西川 太平

今年の春は好天続きで、例年より早く桜の開花を見ることになりました。組合員の皆さまにおかれましては、既に田植えの準備にお忙しいことと存じます。日頃は、愛西土地改良区の事業運営に、深いご理解とご支援・ご協力を頂いておりまことに対しまして、感謝とお礼を申し上げます。

さて、愛西土地改良区は4年に一度の改選時期を迎えました。新総代58名は2月1日から、新役員（理事・監事）17名は4月1日から4年間の新体制が決定いたしました。なお、新役員体制の理事長として前期に引き続き再任いただきました。ご報告と併せまして、引き続きご協力・ご支援くださるようお願い申し上げます。

水土里ネット愛西は、『母なる琵琶湖を守る農業の振興と活力あるむらづくりの推進』を基本理念として、農業基盤の整備を大きな柱に活動が行われてきました。農業基盤の整備に加えて、農業を中心とした多

## 理事長就任のあいさつ

様な立場の人々が参画できる運命共同体の地域活動を支援できるよう、皆さまと一体となってその役割を果たしてまいりたいと考えております。

また、私たちの地域には、都会では触れることのできない自然の生き物、美しい水、緑・景観が豊富にあります。先人が残して下さったこの素晴らしい環境は、私たちの時代はもとより、私たちの子どもや孫へと引継ぐべき財産であります。このような未来の財産を守ることは、今を生かされている我々の重要な責務であります。

間もなく、それぞれ地域での春祭りが終わりますと、代掻き・田植えへと農作業が進んでまいります。愛西揚水コンピューターシステムの更新も完了しておりますので、リアルタイムで送水情報を確認できます。ぜひとも、「携帯電話へのメール配信登録」をしていただきて、適切な水管理に繋がるよう、ご協力をお願い申し上げます。

平成30年度、新役員体制の出発にあたり、役員・職員が一体となって、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に向けて努力して参ります。この豊かな稲枝地域の農業農村を次の世代へ引き継いでいく努力をしてまいりますので、皆さまのご理解・ご協力くださるようお願いいたします。

## 第61回 通常総代会開催

平成30年3月16日（金）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第61回通常総代会が開催され、湖東農業農村振興事務所長 中畠勝久様のご臨席をいただき、議長に福嶋秀男氏（第1選挙区・稻部町）が選任され議案の審議に入りました。



総代会の様子



議長 福嶋秀男氏（稻部町）

### 〈平成29年度関係〉

- 平成29年度事業計画変更、一般会計第2回補正収支予算、賦課金の賦課徴収の時期及び方法の変更議決について（平成29年度 監査報告）

### 〈平成30年度関係〉

- 平成30年度事業計画、一般会計・特別会計収支予算、一時借入金の借入、役員報酬、賦課金の賦課徴収の時期及び方法、金銭預入先の金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法等の議決について
- 愛西土地改良区役員の選任議決について

以上 議案全て原案通り議決されました。

## 平成30年度 収支予算

### 一般会計

(単位：千円)

収入		支出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	142,500	土地改良事業費	137,047
附帯事業収入	2,910	一般管理費	38,963
基本財産運用収入	100	負担金等	4,401
特定資産運用収入	1,939	固定資産取得支出	830
補助金等収入	35,578	積立金繰出支出	52,974
交付金収入	2,000	予備費	10,000
受託料収入	304		
雑収入	13,170		
積立金取崩収入	33,033		
他会計繰入額	2,681		
繰越金	10,000		
収入合計	244,215	支出合計	244,215

### 発電事業特別会計

(単位：千円)

収入		支出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
附帯事業収入	5,600	発電事業費	2,650
特定資産運用収入	1	積立金繰出支出	2,281
雑収入	501	他会計繰出額	2,681
積立金取崩収入	10	予備費	500
繰越金	2,000		
収入合計	8,112	支出合計	8,112

### 監査結果報告

平成30年2月9日に、平成29年度運営及び下期監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

尚、意見として以下5点を述べたところ、過日理事長よりそれぞれ努力すると回答を得たところです。



- ・総代、理事、監事の任期満了により、役員等の交代時期です。組合員の高齢化、世代交代、農業経営の規模拡大、土地持ち非農家の増大等々に伴い、土地改良区の経費負担、事業の理解を得ることが困難になりつつある今日、新役員体制にしっかりと役割の引継ぎが出来るよう、其々の立場で努められたい。
- ・用水の配分、排水の調整について、揚水機稼働においては、営農関係者等との調整を図り、水需要に応じた適正な運転に心がけ、各種情報等による使用水量の平準化、無駄水防止等の啓発・啓蒙に努めるとともに、運転の効率化を図り経費の節減に努められたい。
- ・引き続き各土地改良施設の管理状況については、土地改良区運営委員会を始めとする関係者との調整を行い維持管理に万全を期されたい。
- ・最近の厳しい農業情勢の中での多様な組合員の理解を得るため、土地改良事業の必要性等啓蒙・啓発に努めること。
- ・未収金の回収については、各種方策を通しての回収努力は認めつつ、尚今後も引き続き対応記録の保存、計画納入時期の調整（申出者との調整）、複数体制対応等での努力を願い、適正な賦課金徴収に努めること。

以上、監査報告といたします。

平成30年3月16日 総括監事 川村 徳和

## 平成30年度賦課金の徴収月別表

区分 月別		徴収金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額 (1,000m³当り)
第1期	7月	経常費賦課金	110	耕作者	(基本単価3,000円) 暫定減額措置により 2,000円
		施設管理費賦課金	220	所有者	500円
		愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有者	1,000円
		曾根沼揚排水更新事業費賦課金 <上石寺地区>	240	所有者	1,000円
		曾根沼揚排水更新事業費賦課金 <下石寺地区>	241	所有者 下石寺へ一括賦課	500円 500円
第2期	9月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作者	(基本単価3,500円) 暫定減額措置により 3,000円
		曾根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作者	4,000円
		曾根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作者	400円
		地区別事業償還賦課金			別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください
10月 3月	新海揚水維持管理費賦課金 肥田揚水維持管理費賦課金				必要経費を関係集落に徴収
隨時	地区別事業賦課金				地区毎の土地改良事業地元負担金

\*詳しくは別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください。

### 賦課金の納期内完納にご協力ください!!

※口座振替納付をご指定の方は納期前に口座の残高をご確認ください。

※休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。

※賦課金多額により分割納入をご希望される場合は事務局までお問い合わせください。(ただし、地区別事業償還賦課金は除く)

#### 早期返済 について

地区別事業償還賦課金の全額早期返済（繰上償還）金額については別途配布する賦課金の『お願いとお知らせ』を参照してください。なお、早期返済を希望される方は、土地改良区までお問い合わせください。

### 平成30年度 事業計画書

事業名	事業内容
県営水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 愛 西 地 区	愛西揚水機場 バイパス弁更新工 1式 防護柵設置工 1式
農業基盤整備促進事業 愛 西 4 地 区	区画拡大工 A= 5.7 ha 農作業道工 L= 1,360.0 m
国営造成施設管理体制整備促進事業 愛 西 地 区	推進活動費 1式 強化支援費 1式
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動費 1式
小規模土地改良事業 (施設整備補修)	土地改良施設補修工 1式
ミニ維持管理適正化事業 (緊急整備補修)	土地改良施設補修工 1式
市単独土地改良事業 (施設整備補修)	土地改良施設補修工 1式
施設損傷復旧事業 愛 西 地 区	土地改良施設補修工 1式

## 田んぼからの無効放流をなくしましょう～節水強化期間の実施～



節水強化期間啓発のぼり

愛西揚水機場の送水期間は、4月20日から9月30日までです。

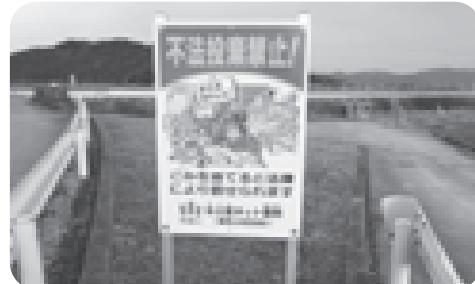
用水需用が増大する8月上旬から中旬にわたり、昨年と同様に節水強化期間を設けます。水利担当者を中心に集落内各筆の水管理状況のパトロールを実施し、田んぼの用水不足の原因となる無効放流がないか水口・落口の点検、並びに管理が行き届いていない耕作者への注意喚起を行います。この期間を利用し、集落内で用水不足を発生させないパトロール体制を整備いただき、耕作者には、より一層の水管理意識の向上と節水への水管理強化にお取組みください。

また、「愛西揚水送水情報メール」では、適正な水管理のため、天候による中止や休止、突発事故による送水の中止等、送水計画の変更を配信しています。登録がお済みでない耕作者は下記より登録してください。登録に関して不明な点がございましたら愛西土地改良区までお問い合わせください。

農地や土地改良施設は皆さんの財産(地域の資源)です。  
地域みんなで協力して守りましょう。



排水路への不法投棄状況



不法投棄禁止看板

### ( 愛西揚水送水情報メールの登録方法 )



※ QRコードが読み取れない場合は、『a i s e i - y o u s u i @ 3 9 m a i l . c o m』へ空メールを送信してください。

## 第16回 愛西土地改良区運営委員会

平成22年度に設置された運営委員会は、農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々 23名で構成されています。

### ○主な協議テーマ

#### “世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策について”

滋賀県、彦根市の指導のもと、集落にて取り組まれている「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の事業について、現在の活動の実情と取り組まれていない集落も含めた課題、問題点を意見交換されました。そして、近年ではこの取り組みの広域化を推奨する動きもあり、改良区として今後どのように関与すべきかを含め、各委員にご意見を伺いました。



第16回運営委員会(平成30年1月27日)

## 新総代のご紹介

平成30年1月28日の選挙において、無投票当選により次の方々が新総代として就任されました。2月1日より4ヶ年間ご苦労様ですが、組合員の代表としてよろしくお願ひいたします。

(敬称略)

### 第1選挙区

吉島 二三男	三 津 町	山本 重和	稻 部 町	大西 和弥	稻 里 町
山内 善男	海 瀬 町	山本 長孝	肥 田 町	田辺 洋三	稻 里 町
大西 治喜	金 沢 町	藤野 隆司	肥 田 町	林沼 敏弘	稻 里 町
川寄 博司	金 沢 町	瀧 勝美	野 良 田 町	森野 廣司	服 部 町
池田 勝	金 沢 町	小西 重和	彦 富 町	藤井 太喜雄	服 部 町
梅本 藤雄	金 沢 町	藤田 茂	彦 富 町	丸野 保夫	愛 莊 町
辻村 享雄	稻 枝 町	田村 誠一	金 田 町	西村 勝義	愛 莊 町
今居 芳信	稻 枝 町	奥居 善則	稻 里 町	戸田 秋年	豊 郡 町
福嶋 秀男	稻 部 町	堀口 敏明	稻 里 町	村田 稔	豊 郡 町

### 第2選挙区

中川 真	下 岡 部 町	川村 明	薩 摩 町	川瀬 保雄	上 西 川 町
吉田 与志一	石 寺 町	大西 芳弘	柳 川 町	赤田 義明	上 岡 部 町
西川 清和	石 寺 町	山村 武	甲 崎 町	大西 茂登和	上 岡 部 町
上田 泰行	石 寺 町	西村 薫	甲 崎 町	手原 孝史	田 原 町
月田 晴男	薩 摩 町	西川 博	下 西 川 町	大木 智之	出 路 町

### 第3選挙区

高木 真三	上 稲 葉 町	福川 文喜	普 光 寺 町	野田 一亮	新 海 町
岡野 保	下 稲 葉 町	馬場 信行	南 三ツ谷 町	福沢 弘	新 海 町
多賀 幸男	本 庄 町	堀部 美次	南 三ツ谷 町	野田 昭宏	新 海 町
田口 源太郎	本 庄 町	岡田 聰	田 附 町	西田 忠彦	新 海 町
川崎 利之	本 庄 町	柴田 幸弘	田 附 町		
寺田 藤男	普 光 寺 町	西田 保弘	田 附 町		

## 総代就任研修会開催

総代就任にあたり、平成30年2月20日(火)、愛西土地改良区本館会議室において総代就任研修会を開催しました。講師として滋賀県土地改良事業団体連合会 課長 竹村定宜 氏にお越しいただき、土地改良区の組織と総代の役割について詳細にわたり研修をしていただきました。総代の皆さんには、今後の土地改良区のあり方や4年間にわたる総代としての役割について終始熱心に研修を受けられました。



研修会の様子



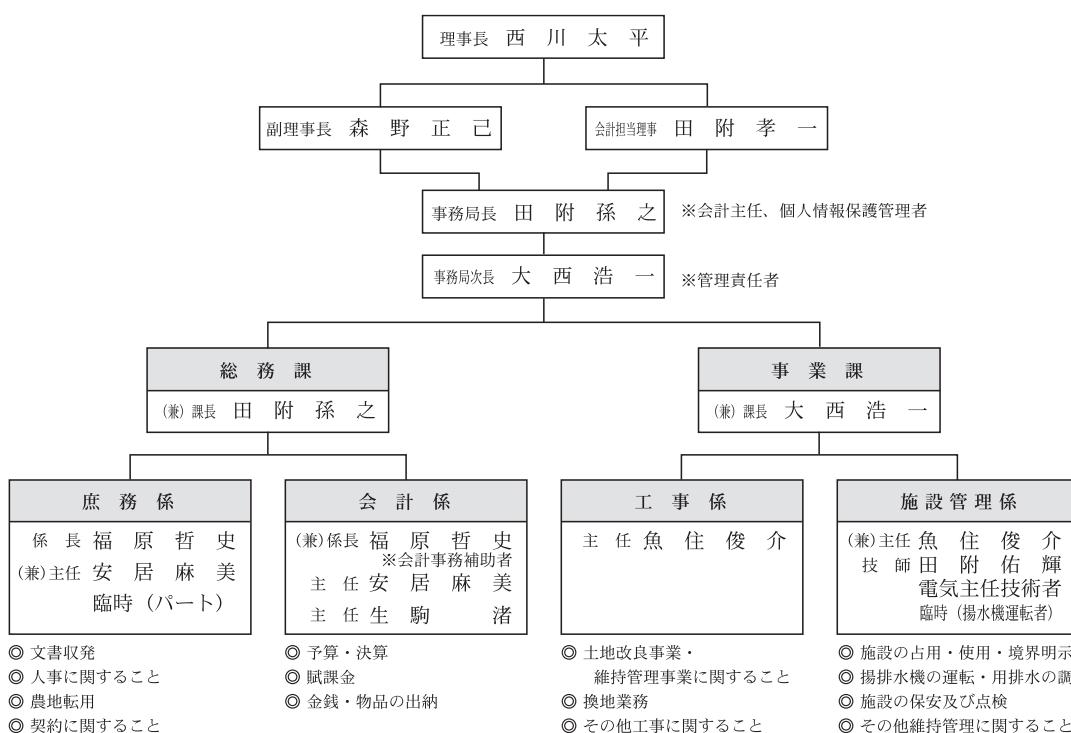
次の方々が新しい理事・監事として4月1日より就任されました。(任期4年)

役職名	氏名	(住所)	役職名	氏名	(住所)
理事長	西川 太平	(石寺町)	理事	岩佐 勇	(柳川町)
副理事長	森野 正己	(三津町)	"	西村 善治	(出路町)
会計担当理事	田附 孝一	(南三ツ谷町)	"	辰己 久雄	(下稻葉町)
理事	建部 清男	(稻部町)	"	田口 利和	(本庄町)
"	森 研一	(服部町)	"	西田 康孝	(新海町)
"	西澤 育男	(彦富町)	総括監事	北川 孝作	(上西川町)
"	奥居 肇	(稻里町)	監事	木村 清和	(野良田町)
"	本田 憲次	(愛荘町)	"	中川 正	(田附町)
"	福原 昭一	(薩摩町)			



## 愛西土地改良区事務局機構図

平成30年4月1日現在



# 事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。  
 (ホームページ <http://www.midorinet-aisei.jp/> からも届出の様式をダウンロードできます。)  
 なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

## ★組合員に変更があったとき(自己申告!!)

### ※末尾の書類をご提出下さい。

- 相続、贈与や経営移譲(農業者年金受給等)による変更
- 売買、貸借による変更
- 住所等の変更
- 耕作者の移動による変更

## ★農地を農地以外に変更するとき

- 田・畠を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- 公共事業用地(道路、公園等)に売る・寄付する場合

賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。  
 変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。

## ★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

## ★田から畠へ変更をするとき

### ※農業委員会の許可後、届出して下さい。

- 田を畠に変更する場合

当改良区内の農地を転用又は田から畠に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくことになります。



## 保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区「個人情報保護に関する規程」の一部改正により、第15条の規定に基づき保有個人データに関する事項を公表します。

平成30年2月23日 愛西土地改良区

### 1 本土地改良区の名称 愛西土地改良区

### 2 利用目的

本土地改良区が保有する個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用します。

### 3 個人情報の保護に関する方針

- ①法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
- ②苦情処理に適切に取り組みます。
- ③個人情報の利用目的は可能な限り限定し、利用目的がより明確になるように示します。
- ④個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表し、委託処理の透明化を進めます。
- ⑤本人からの請求により保有する個人データを開示する場合には、個人情報の取得元及び取得方法を可能な限り明示します。
- ⑥本人から請求を受けた場合には、保有する個人データの利用停止又は消去に応じます。

### 4 委託及び委託先の監督に関する事項

本土地改良区は、2の利用目的のため、個人情報の取扱の全部又は一部を委託することができます。委託者は適切な者を選定し、個人データの取扱い、秘密保持、再委託、契約終了時の個人データの返却について委託契約を締結し、委託先を監督するとともに、契約の内容が遵守されているかの確認を行います。

### 5 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行います。

- ①県、市、土地改良事業団体連合会及び農業協同組合等との共同利用  
ア 共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項

#### イ 共同で利用する者の範囲

滋賀県農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条に規定する市町村及び農業委員会)

#### ウ 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地中間管理事業の維持管理により地域農業の振興を図るため

#### エ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

愛西土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

#### ②農地中間管理機構との共同利用

##### ア 共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項

##### イ 共同で利用する者の範囲

滋賀県農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条に規定する市町村及び農業委員会)

##### ウ 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

#### エ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

愛西土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

### 6 保有個人データに関し、本人から次に掲げる請求等を行う場合の手続及び手数料

#### ①保有個人データに関する請求等の種類

利用目的の通知の求め、開示の請求、内容の訂正、追加又は削除の請求、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の請求

#### ②保有個人データの開示等の請求を行う場合の手続

開示等の請求を行う旨及び請求の内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい。

#### ③手数料

別表のとおりとします。

ただし、これによりがたい場合は実費を徴収します。

### 7 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

愛西土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

理事長	副理事長	事務局長		係	合議	愛西 土地改良区
						受付第 号 平成 年 月 日

(様式第7号)

## 組合員変更届出書

(組合員資格得喪通知書)

平成 年 月 日

愛西土地改良区理事長様

現組合員 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

〒

新組合員 住所 \_\_\_\_\_

ふりがな ( )

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 年 月 日 性別 男・女

T E L \_\_\_\_\_

新所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

新耕作者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

### 1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m <sup>2</sup>	備考

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

### 2 変更の原因及びその時期

※(1)には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続・経営移譲・売買・その他( )

(2) 時期 年 月 日

### 3 変更後の賦課金交替時期

年 月 日

### 4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※印は、認印で結構です。

ご記入はボールペン又はインクでお願い致します。

## 記 入 例

現組合員が亡くなられている場合は、現組合員の押印は不要です。  
(新組合員の押印は必要です)

ご記入された日付を  
書いて下さい。

### 組 合 員 変 更 届 出 書 (組合員資格得喪通知書)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛 西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛 西 一 郎 印

〒 521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 ( あい せい た ろう ) 印

愛 西 太 郎

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 性別男・女

T E L 0749-43-2261

新所有者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛 西 太 郎 印

新耕作者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛 西 太 郎 印

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

#### 1 変更の対象となる土地

彦根市

町 名	字 名	地 番	地 目	用 途	登記簿面積 m <sup>2</sup>	備 考
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	
"	"	338-1	田	田	3,000	
"	"	339	田	田	2,000	

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

#### 2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をして下さい。

(1) 原 因 相続・経営移譲・売買・その他( )

(2) 時 期 ○○年○○月○○日

#### 3 変更後の賦課金交替時期

相続の場合は、お亡くなりになられた日付をご記入下さい。

新組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入下さい。

#### 4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛 西 (事務所) ··· 0749-43-2261

切  
り  
取  
り  
線